

新潟県後期高齢者医療広域連合選挙管理委員会告示第2号

令和4年5月11日現在における新潟県後期高齢者医療広域連合長に対する条例の制定又は改廃の請求その他直接請求について、それぞれの要件となる請求権を有する者の総数の50分の1の数、3分の1の数（その総数が40万を超え80万以下の場合にあってはその40万を超える数に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数、その総数が80万を超える場合にあってはその80万を超える数に8分の1を乗じて得た数と40万に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数）は、次のとおりである。

令和4年6月1日

新潟県後期高齢者医療広域連合選挙管理委員会
委員長 豊嶋直美



- 1 地方自治法（昭和22年法律第67号）第291条の6第1項の規定により準用する同法第74条第1項及び第75条第1項に規定する請求権を有する者の総数の50分の1の数

37,409人

- 2 地方自治法第291条の6第1項の規定により準用する同法第76条第1項、第81条第1項及び第86条第1項並びに同法第291条の6第2項に規定する請求権を有する者の総数の40万を超え80万以下の場合にあってはその40万を超える数に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数、その総数が80万を超える場合にあってはその80万を超える数に8分の1を乗じて得た数と40万に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数

333,803人

- 3 地方自治法第291条の6第1項の規定により準用する同法第80条第1項に規定する請求権を有する者の総数の3分の1の数（その総数が40万を超え80万以下の場合にあってはその40万を超える数に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数、その総数が80万を超える場合にあってはその80万を超える数に8分の1を乗じて得た数と40万に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数）

市町村	数
新潟市	177,231人
長岡市	74,637人

三条市	26,983人
柏崎市	23,035人
新発田市	27,025人
小千谷市	9,742人
加茂市	7,518人
十日町市	14,460人
見附市	11,274人
村上市	16,657人
燕市	22,271人
糸魚川市	11,735人
妙高市	8,865人
五泉市	13,899人
上越市	52,873人
阿賀野市	11,702人
佐渡市	15,095人
魚沼市	9,889人
南魚沼市	15,273人
胎内市	8,053人
聖籠町	3,778人
弥彦村	2,223人
田上町	3,295人
阿賀町	3,052人
出雲崎町	1,232人
湯沢町	2,324人
津南町	2,617人
刈羽村	1,234人
関川村	1,517人
粟島浦村	98人